教育DX・教育データ利活用の現状と展望

令和６年11月

文部科学省　総合教育政策局
参事官（調査企画担当）／教育DX推進室長

木村　敬子

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

１．はじめに

教育振興基本計画（令和5年6月）の目指すところ

5つの基本的な方針

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

第１段階
デジタイゼーション
Digitization（“ICT化”）

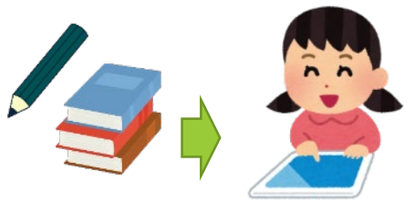

アナログ・紙をデジタル化することで
学習や業務を効率的・効果的に

第２段階
デジタライゼーション
Digitalization

デジタル技術・データ活用による
学習指導・教育行政の改善・最適化

第３段階
デジタルトランスフォーメーション
Digital Transformation（ＤＸ）

学習モデルの構造等が質的に変革し、
新たな価値を創出

- ✓ 今後は、**全ての学校において第１段階を着実に実行**しつつ、当面、**第３段階を見据えながら、全国全ての学校で、第１段階から第２段階への移行を着実に進める**ことが求められる。
- ✓ DX の推進に当たっては、**デジタル機器・教材の活用はあくまで手段**であることに留意することが必要。

（教育振興基本計画（R5.6閣議決定）より）

２．教育DXの現状

学校における端末利活用の実態

小学校、中学校とも約9割の学校で、週3回以上端末が活用されている（R6全国学力・学習状況調査）

令和６年度全国学力・学習状況調査の結果　① ICTの活用状況等より

○ ICT機器を「ほぼ毎日」「週３回以上」活用する学校は、小学校93%（前年比3ポイント増）、中学校91%（前年比4ポイント増）。

小学校〔56〕中学校〔60〕 調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用していますか。

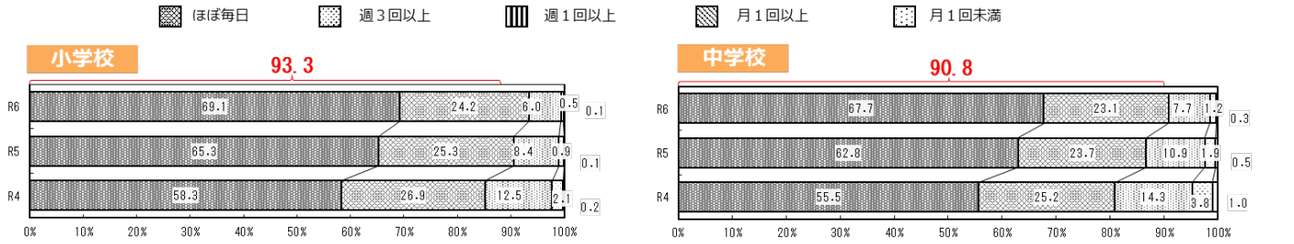

小学校〔64〕中学校〔68〕 児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。

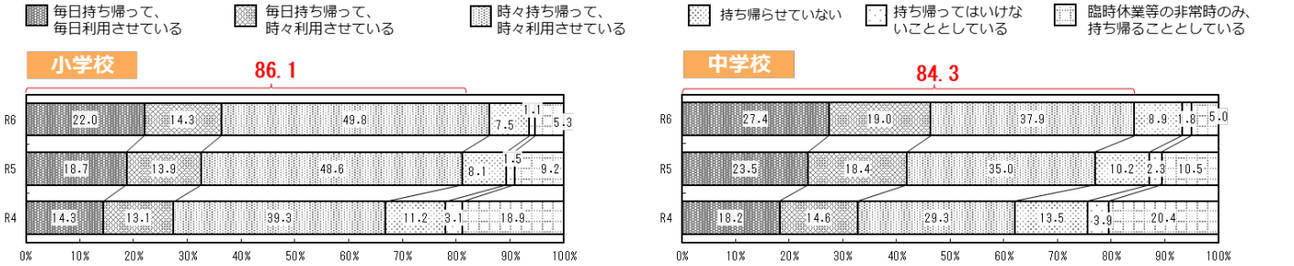

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進め、課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、ICT機器を活用している傾向

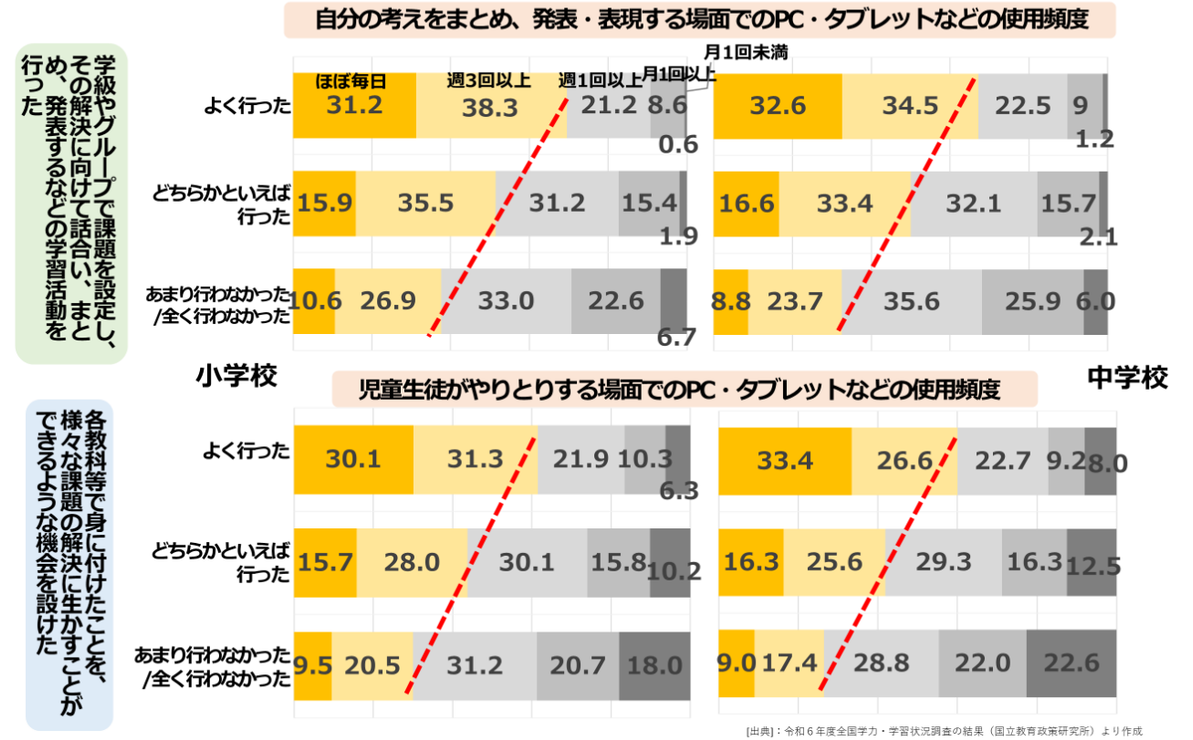

[出典]：令和６年度全国学力・学習状況調査の結果（国立教育政策研究所）より作成

「端末を使う」から「端末をどう使うか」へ、そして、児童生徒の学びや先生方の指導、支援等をより良くするために「（端末から得られる）データをどう使うか」へ

自治体における教育DXの位置付け

令和６年３月現在、**約8割の自治体**が、「教育DX」や「教育データ利活用」等の推進を、重点施策等に位置付けている（又は位置付ける予定がある）と回答している。

問．貴自治体では、「教育DX」や「教育データ利活用」等の推進を重点施策等に位置付けていますか。

※「重点施策等に位置付けている」とは、教育振興基本計画等、教育政策の基本方針を定めた文書等に下記のような文言を明記していることを指す。
文言の例：「教育 DX」「教育デジタルトランスフォーメーション」「教育データの利活用」「教育データ分析」「データ活用による教育政策の改善、EBPM の推進」

回答自治体数, 割合

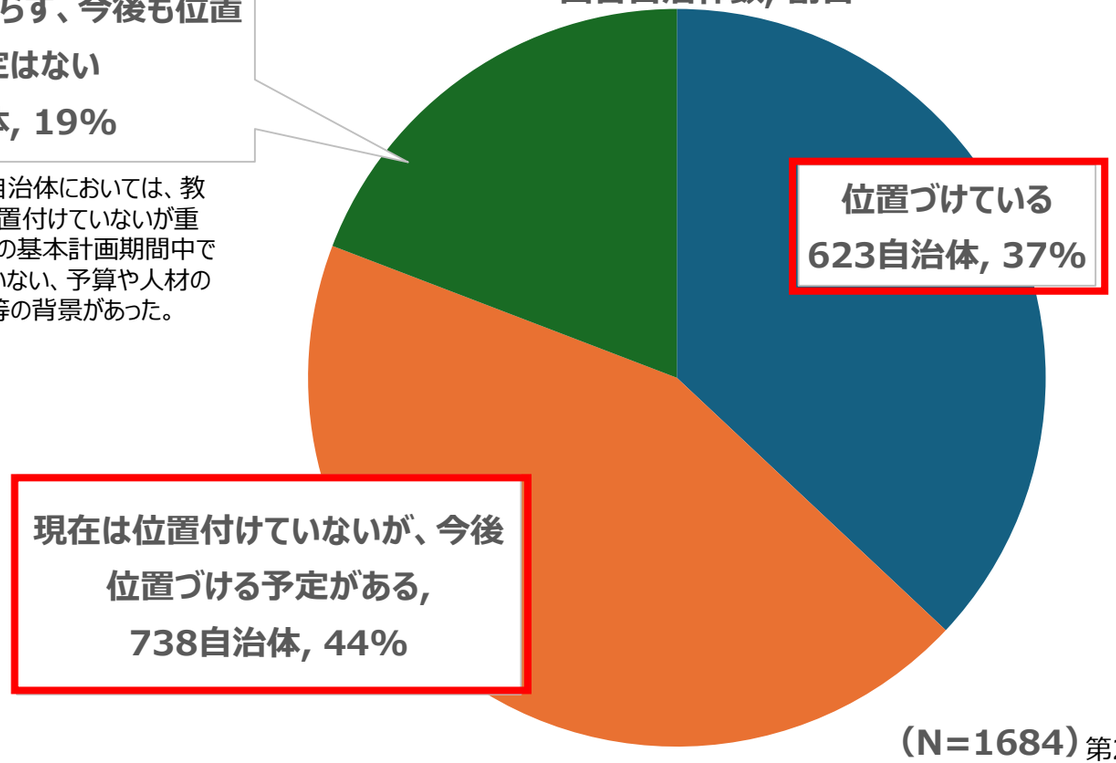

※位置付ける予定がない自治体においては、教育振興基本計画等には位置付けていないが重要性は理解している、現行の基本計画期間中であり見直しの段階に入っていない、予算や人材の不足により検討が難しい、等の背景があった。

（N=1684）

＜参考：教育データの利活用に関する実態調査の概要＞

【調査概要】
- 各自治体における教育データ利活用に関する取組の実態や期待等を調査するもの。

【対象】
- 小学校及び中学校（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含み、特別支援学校は含まない。）を所管する教育委員会（回答数：1684）

【実施時期】
- 令和6年3月

【調査内容】
- 教育DX等の位置付け
- 小中学校において使用予定のデジタル教材等
- 教育データ分析・利活用を支えるシステムの利用状況
  - ダッシュボード機能を有するシステム（利用有無、利用内容、表示するデータ、利用しない理由）
  - ポータルサイト機能を有するシステム（利用有無、利用内容、利用しない理由）
  - シングルサインオン（SSO）機能（利用有無）
- 教育データ利活用に期待すること

第22回教育データの利活用に関する有識者会議（令和６年６月５日）　資料２－１をもとに作成

自治体が教育データ利活用に期待すること

● 自治体が教育データ利活用の貢献を期待することとして、**「児童生徒への学習指導の参考」「教員の校務負担の軽減」が特に多く、次いで「児童生徒への評価への参考」「生活指導の参考」が多い。**

問．貴自治体では、学校や教育委員会が抱えるどのような課題に対して、教育データ利活用の貢献を期待しますか。（３つまで選択回答可）

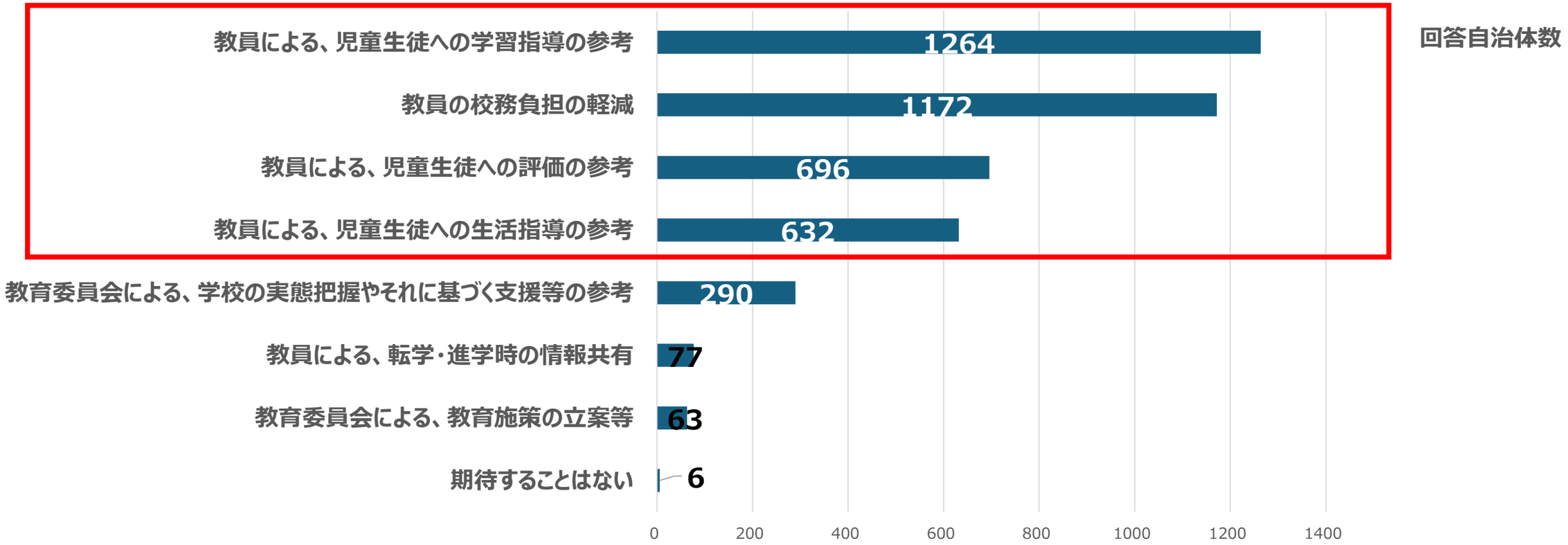

（N=1442）　※4つ以上の選択があった自治体を除く。

2024年6月5日　教育データの利活用に関する有識者会議（第22回）資料2-1より抜粋

３． 教育DXの実現に向けた取組

教育DXを推進するために必要なこと

- 教育DXを推進していくためには、**①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要**がある。（教育振興基本計画（R5.6閣議決定）より）
- バラバラに定義されたり、活用されている教育データやノウハウ・知見を全国レベルで共有し、それらを用いて新たな価値を創り出すことで、教育行政や学校現場の次のアクションにつなげ、学びの在り方を変革していくことを目指す。

①ルール

教育データの内容・データ相互運用性のための規格の共通化

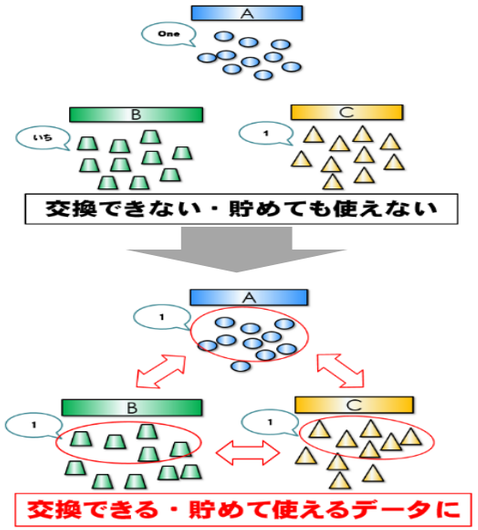

②ツール

全国の学校・自治体が共通で使えるシステムの開発・運用

③分析・活用

データの分析、知見の共有

児童生徒がどこでつまずきやすいのかをデータから分析

地域や学校を超えて、よい実践やノウハウを共有

真に支援が必要な子供を特定・支援

学校・行政に還元・反映
学校現場の改善へ

①　共通的なルールの整備

教育データの標準化

- 教育データについて、データの種類や単位が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータの意味を揃えることが必要。
- 教育データの標準化事業を実施して、毎年度、「教育データ標準」を更新（最新は、ver4.0）。

①主体情報

児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。

【児童生徒情報】
性別、生年月日、
在席校、学年　等

【教職員情報】
免許、勤続年数等

【学校情報】
学校コード、児童生徒数、学級数、教職員数等

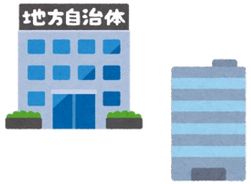

【学校設置者情報】
（国立・私立）法人番号、
（公立）教育委員会コード
等

②内容情報

学習内容等を定義

学習分野（分類）	学習分野に関する情報（学習指導要領コードを含む）
教育的な特徴	想定する学習者、タイプ(解説文・図表・演習)等の情報
権利に関する情報	知的所有権や利用条件の情報
……	……

③活動情報

何を行ったのかを定義（狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む）

教育現場において想定される活動を整理し、以下の通り分類（今後更に深掘りを行う）

行動	「生活」「学習」「指導」「運営」
状態	カテゴリごとのデータセット（例：「健康」、「運動」、……）

（留意点）・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。
・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。（法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。
・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

②　基盤的ツールの開発・活用

文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステムを、文部科学省が開発
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約４万問を活用可能
- 現在、公立小学校の80%超、公立中学校のほぼ全てが登録
  (ほぼ全ての自治体、約2.7万校、約890万アカウントが登録)
- 「GIGAスクール構想」により実現する「１人１台端末」を活用した「デジタルならでは」の学びを実現

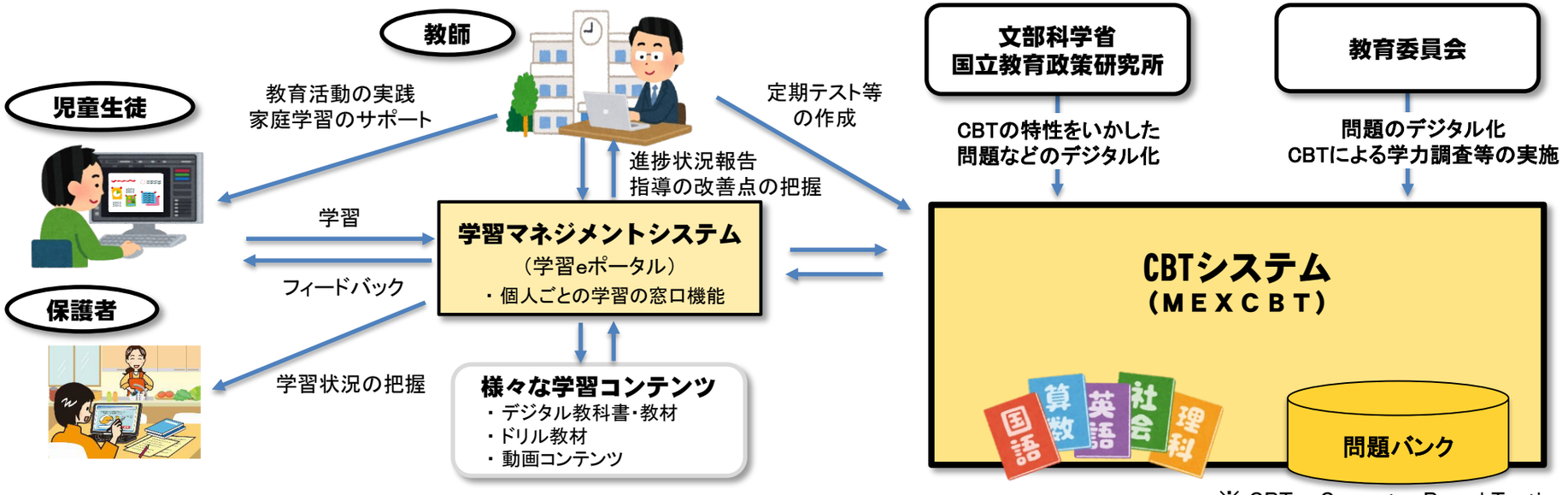

※ CBT ： Computer Based Testing

ＭＥＸＴ ＋ＣＢＴ
文部科学省 Computer Based Testing

MEXCBT
メクビット

MEXCBTの概要と活用の流れ

MEXCBTは、①普段の授業や家庭学習等での活用の他、②全国学力・学習状況調査等での活用、③地方自治体が実施する学力調査で活用されている。

システム概要

【総論】

- 児童生徒が学習端末を用いてオンラインで問題演習等ができるシステム（問題やデータの相互運用が可能な国際標準規格に基づく汎用的なシステム）を開発

【活用方法】

- 通常活用している学習端末を用いて、家庭からでも学校からでもアクセスが可能
- 2通りの活用方法が可能
  ①一問一答形式
  学年・教科を選び、一問一答形式で解答後に解説等が表示され学習する方式
  ②複数問題解答形式
  学年等を選び、何問かの束で解答する方式
- 選択式問題や一部短答式問題は自動採点

【具体的な問題】

- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用
  （例）全国学力・学習状況調査問題
  高等学校卒業程度認定試験問題
  自治体独自の学力調査問題
  動画等を活用した「CBTならでは」の問題　など

活用の流れ（イメージ）

①問題を選ぶ

学習ｅポータル標準準拠ソフトウェア

②問題を解いて学習する

MEXCBT

教員

児童生徒

③結果を確認する

クラス内の学習結果を確認

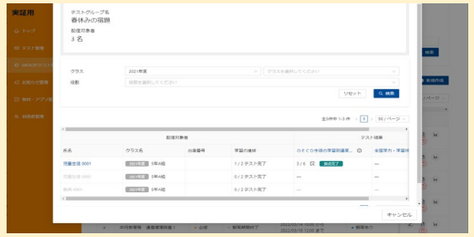

自分の学習結果を確認

学習ｅポータル標準準拠ソフトウェア

文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）

- 新型コロナウイルス感染症の対応等、各学校（小・中・高・大学等）の状況を効率的かつ迅速に把握することが求められている。
- 教育委員会や学校等を対象とした調査において、クラウド上で回答することによる調査集計の迅速化、統合作業の削減による教育委員会等の負担軽減にも資するシステムを開発。
- 学校現場や教育委員会からも調査結果の自動集約や即時的な可視化・分析や利活用のニーズが高い。

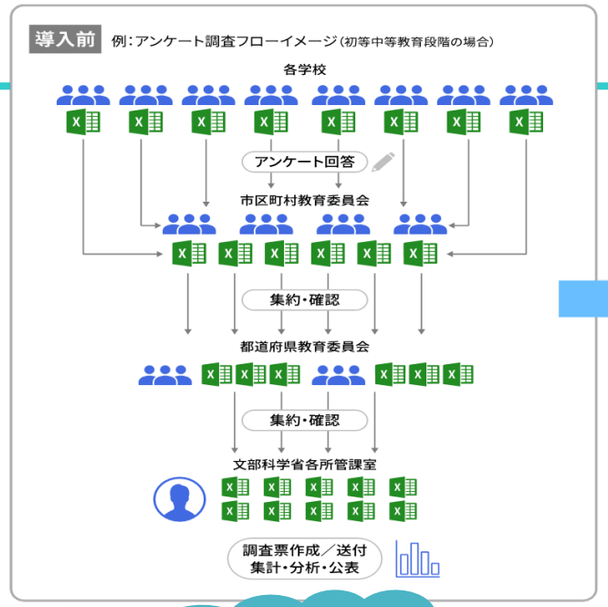

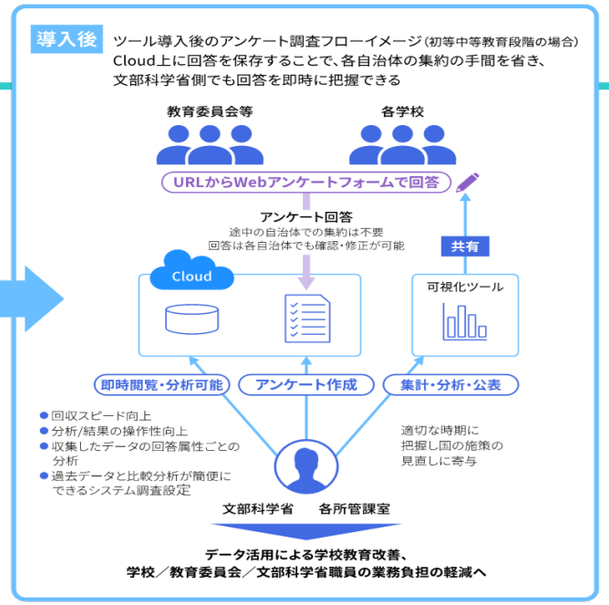

現在、EduSurveyを使って実施済・実施中の主な調査
・R４副教材配布冊数等調査
・ウクライナから日本に避難した子供の学校への受入状況について
・新学期における公立学校臨時休業状況調査
・バス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検

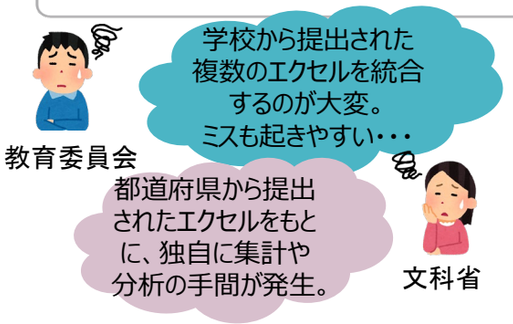

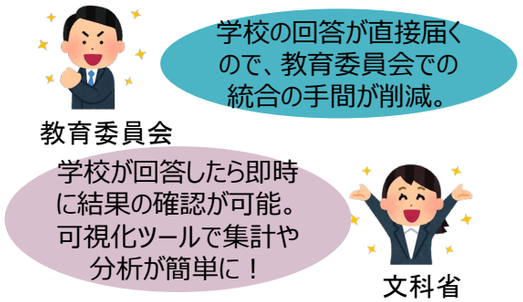

約６割が負担軽減を実感！

※一般的に新システム導入時には操作方法に不慣れなため負担増と認識されやすい傾向にある中の結果であることに留意。

③　教育データの分析・利活用

データ利活用の現状と横展開の必要性

地方自治体におけるデータ活用の現状

地方自治体の抱える課題解決に向けた有効な施策実施のためには、**データを活用した根拠に基づいた政策立案を進めることが不可欠**である。

従来の学校教育では紙資料が中心だったが、1人1台端末の導入等により紙では取得できなかったものを含め様々なデジタルデータが集まってきている今、教育データの活用を行うことで、根拠に基づいた政策立案や効果的・効率的な指導・支援が可能になることから、教育データの活用が始まりつつある。

しかし、データ活用を始めるには、準備段階での人的・経済的負担が大きいことから、**各自治体がそれぞれゼロからデータ活用の在り方を検討するのは非効率であり、重要性は分かっていても着手に踏み切ることのできない原因の一つと考えられる**。

自治体の取組を支援し、その成果を共有するとともに、ノウハウや知見を集約することで国全体として教育データ活用の取組を前進

「教育データ利活用に向けた地方自治体コミュニティ」の開催

参加対象：教育データ利活用に関心のある自治体の事務担当者

- ✓ 10月末現在、約300自治体が参画
- ✓ 引き続き参加自治体募集中!!
- ✓ 月1回程度開催（9・10月開催済）

データ利活用の現状と横展開の必要性

①自治体のダッシュボード作成支援

自治体において、データ活用の目的等を設定し、それを踏まえて仮説を設定・データの選定等を行い、ダッシュボードを作成する。**作成にあたり、マニュアルの提供やアドバイザーによる伴走支援、ダッシュボード作成の技術的支援**を行う。

- データ分析の**目的**（ミッション、ビジョン）を検討、決定
- データ分析の目的を踏まえて、どういったデータに相関がありそうか等、**仮説を設定**
- 仮説に合致する**データ項目**を検討、決定
- 必要なデータを収集し、整理・統合

目的・仮説・データ項目を整理するためのロジックモデル作成

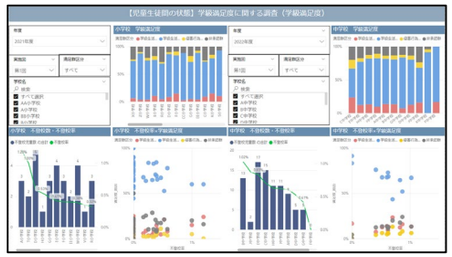

ダッシュボードの完成

②ダッシュボードの自治体間共有の仕組み（試行中）

①で作成したダッシュボードを、**希望する自治体がいつでも参照・ダウンロードできるプラットフォームを用意**する。

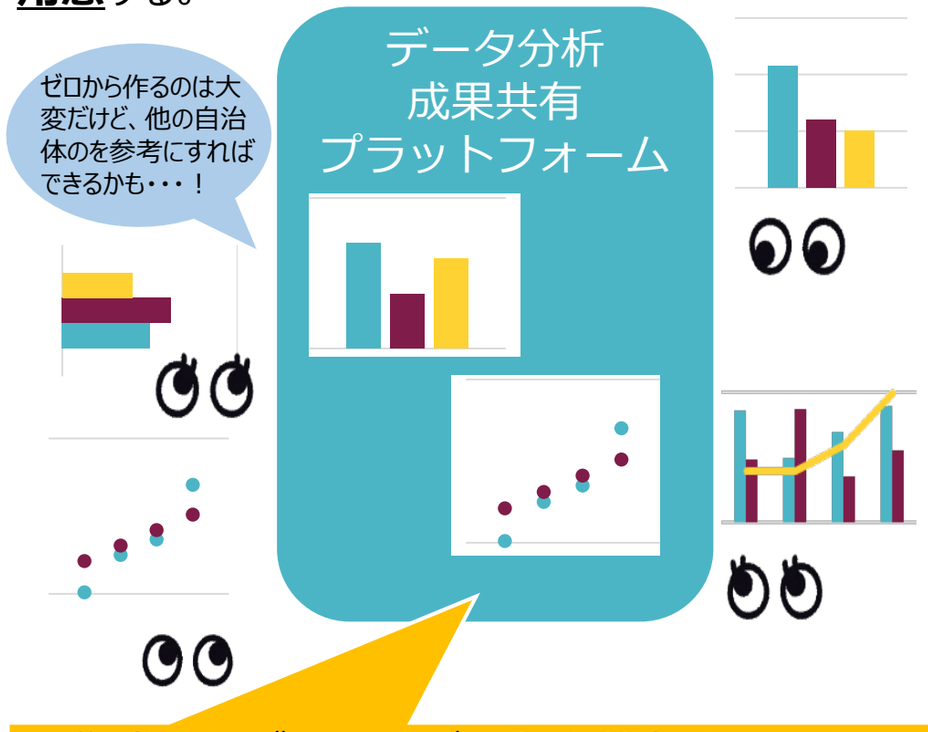

作成したダッシュボードを共有することで、
他自治体のダッシュボードを参考に、
新たなダッシュボード作成が可能に！
＝好循環が生まれる

教育データの活用に向けた実証研究について（R6.8時点）

○地方自治体においてデータ利活用を進めていく際の課題

教育データ利活用の取組は一部の自治体にとどまっており、その主な原因として、「**各自治体においてデータ利活用のために、どのような学習ツールやシステム等を導入すれば良いのかが分からない**こと」が挙げられている。

そこで、教育データ利活用を全国で進めるために、必要な今後の対応の一つとして「各自治体がシステム導入を検討する際の参考となる、調達時に共通に備えることが望ましい技術的要件を整理した資料の提示と、導入の実証とその知見の共有」が挙げられているところであり、**自治体が教育データを活用する際の進め方を解説する「教育データ利活用のステップ」の作成に向けて、以下の取組を実施する**。

「教育データ利活用のステップ」（β版）作成

- 「教育データを利活用したいけれど何から始めたら良いか分からない」という教育委員会の担当者を主な対象とし、教育データを利活用していくまでのステップについて解説したもの。
- データ利活用のパターンを１・２・３に分類し、各パターンでデータ利活用を行う際のステップを提示。
- **あくまで机上検討のβ版であり、地方自治体が実施する上で実効的な「ステップ」作成のためには、実証を踏まえた具体的な内容の記載が不可欠。**

【パターン1】
単一ツール・システムを用いたデータ利活用

【パターン2】
データ連携機能付システム（仮称）による複数ツール・システムのデータを用いたデータ利活用

【パターン3】
独自に構築したシステムによる複数ツール・システムのデータを用いたデータ利活用

「教育データ利活用のステップ」（β版）はこちらから

https://www.mext.go.jp/content/240801-mext_syoto01-000037261_2-2.pdf

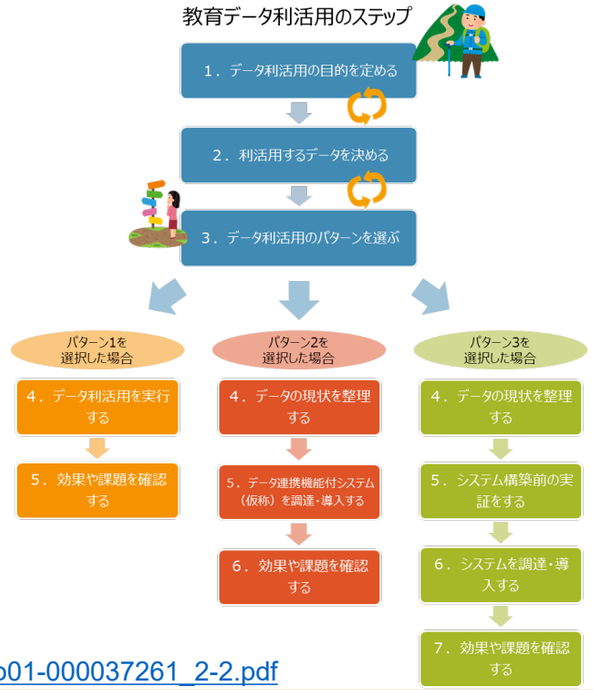

「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立

教育データの利活用を行うことで、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援が可能となるが、教育データを取り扱う際の安全・安心の確保が必要。**個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要**。

○教育データの利活用に係る留意事項

初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データ（デジタルデータ）を取り扱う際に留意すべきポイントを、**事例を含めて**まとめたもの

（令和5年3月第1版公表、**令和6年3月第2版公表**）

基本的な考え方は国立、私立学校にも参考になるので参照してください。

データがどのように扱われるか
分からない
何がOKなのか分からない
何が法令に抵触するのか
分からない

不安で利活用がしづらい

留意事項

やってよいこと	議論が必要なこと	やってはいけないこと

安心して利活用

教育データの利活用に係る留意事項（第２版）について（令和６年３月）

★総論編（教育データを利活用する際に気を付けること）

教育データを利活用する際に気を付けることについて、全体的に解説しています。

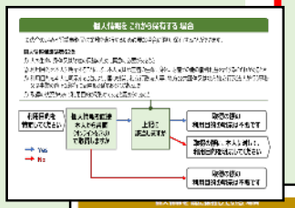

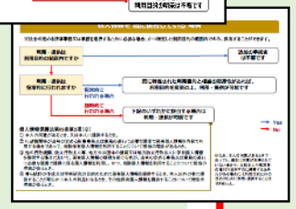

（１）個人情報の適正な取扱い

- 教育委員会・学校における個人情報とは
- 個人情報をこれから保有する場合に必要な手続きについて
- 個人情報を既に保有している場合に必要な手続きについて
- 個人情報の取扱いの委託について
- 個人情報等利用における体制及び手続上の留意点

（２）プライバシーの保護

- プライバシーの保護において、必要となる体制の構築等について

（３）セキュリティ対策

- 組織的・人的・物理的など、多様な安全管理措置

★Q&A編（よくあるご質問）

個人情報保護やセキュリティ等について、教育委員会・学校からよく寄せられる質問をピックアップし、掲載しています。

【質問の例】

Q（６）教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」明示すればよいですか。

第2版で新たに追加

★手順編

各教育委員会・学校において児童生徒の教育データを取り扱う際の手順について、実際の流れに沿って具体的に解説しています。「必ず行うべきこと」と「行うことが望ましいとされること」に分けて記載をしています。

【「必ず行うべきこと」の例】

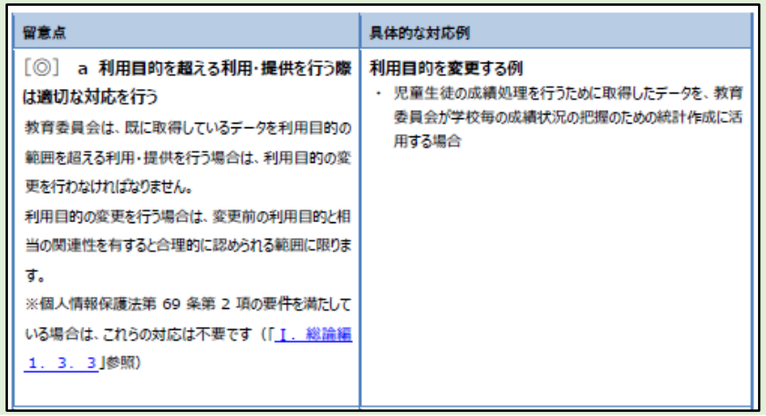

留意点	具体的な対応例
［◎］ a 利用目的を超える利用・提供を行う際は適切な対応を行う 教育委員会は、既に取得しているデータを利用目的の範囲を超える利用・提供を行う場合は、利用目的の変更を行わなければなりません。 利用目的の変更を行う場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限ります。 ※個人情報保護法第 69 条第 2 項の要件を満たしている場合は、これらの対応は不要です（「Ⅰ．総論編 1．3．3」参照）	利用目的を変更する例 ・ 児童生徒の成績処理を行うために取得したデータを、教育委員会が学校毎の成績状況の把握のための統計作成に活用する場合

★事例編

学校が、学習用ソフトウェア等を導入し教育データを活用する５つのシナリオにおいて、当該自治体・学校が個人情報の適正な取扱等の観点から行う主な対応を紹介しています。

【事例（一部）】

事例１：A市立B小学校において、授業中に、児童が自ら考えなどを書き込んだり他者と共有したりしながら学習を進めるためのデジタル教材を利用する

事例２：A県立C高等学校において、生徒が、問題を解いて習熟度に応じたフィードバックを得られるデジタルドリルを利用する

※今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や論点についての議論が深まっていくことが想定されるため、その際は改訂を行う予定です。

４．教育DXの今後

教育データ利活用に向けた課題

- 教育データの活用状況は**地域間で大きな差**があり、**全国での活用が実現しているとは言えない状況**にある。
- 教育データの利活用を、**先進的な地域の取組にとどめず、全国的な動きにしていくことが必要。**

教育データ利活用の実現に向けた実効的な方策について（議論のまとめ）【抜粋】

教育データの利活用に関する有識者会議（R6.3）

（略）　これまで、様々な意欲ある教育委員会や学校において、教育データを収集、活用し、児童生徒への指導や支援に生かす先進的な取組が進められてきており、本会議においては、こうした取組についても発表いただいた。一方、**教育データの活用状況は地域間で大きな差があり、全国での活用が実現しているとは言えない状況**にある。

課題

教育データの利活用を、先進的な地域の取組にとどめず、全国的な動きにしていく

教育データ利活用に向けた課題

昨年度の「教育データ利活用に関する有識者会議」の議論のまとめにおいて、**今後に向けた課題**として、以下の①～④が示され、可能な部分からの実施を期待。

教育データ利活用の実現に向けた実効的な方策について（議論のまとめ）【概要抜粋】
教育データの利活用に関する有識者会議（R6.3）

３．今後に向けた課題

①教育データ利活用の意義の周知・必要性や有用性の認識共有

②教育データ利活用のための標準的なシステム構成の提示、各自治体における実装支援

③データリテラシーの向上とデータの適切な取扱いの徹底

④国、地方自治体、民間等の役割分担を踏まえた教育データ利活用の推進

４．まとめ

これまで進めてきた取組も引き続き進めるとともに、「３．今後に向けた課題」について、可能な部分からの実施を期待。

教育データ利活用のための標準的なシステム構成や、コスト面を含めた国、地方自治体、民間等の役割分担は、次期有識者会議における早急な議論を期待。

その際、①教育現場の様々な現状とニーズを詳細把握すること、②理想と現実とのギャップを認識し、実現可能なところから着実に取組を広げる考えに立つこと、③持続可能な環境の実現に留意することが重要。

デジタル技術、教育現場の現状やニーズ等、教育データの利活用を取り巻く環境は常に変化する中、検討に当たっては不断の見直しを続け、柔軟性を持つことが重要。

初等中等教育段階における生成AIの利活用に関する検討会議について

参 考

設置概要

生成AIの登場に伴い様々なメリット・懸念が指摘される中、文部科学省では令和5年7月に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を策定・公表した。その後も、マルチモーダル化やRAGなど生成AIの技術革新やそれらを活用したサービス開発・社会実装が飛躍的なスピードで進展している。

そのような社会的な背景・技術的な進展を踏まえ、初等中等教育段階における生成 AIの利活用に関する具体的な方向性等について意見交換・検討を行うため、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する検討会議」を初等中等教育局長の下に設置する。

検討事項

- 学校現場における生成AIの利活用の在り方について
- 児童生徒が学びに生成AIを活用する際（教育利用）の考え方や留意点について
- 教員が校務において生成AIを活用する際（校務利用）の留意点や利活用に向けた方策について
- その他

構成員

（有識者構成員）

相澤　彰子　　国立情報学研究所コンテンツ科学研究系 教授／副所長
石川　正俊　　東京理科大学 学長　（座長）
今井　むつみ　慶應義塾大学 環境情報学部 教授
江間　有沙　　東京大学 国際高等研究所東京カレッジ 准教授
佐藤　和紀　　信州大学 信州大学学術研究院教育学系　准教授
鈴木　秀樹　　東京学芸大学附属小金井小学校　教諭
利根川　祐太　特定非営利活動法人みんなのコード　代表理事、横浜美術大学客員教授
藤村　裕一　　鳴門教育大学大学院学校教育研究科特命教授・教員養成DX推進機構長
細田　真由美　兵庫教育大学客員教授、前さいたま市教育長
森田　充　　つくば市教育委員会 教育長
吉田　墨　　東京大学 大学院工学系研究科 附属国際工学教育推進機構 准教授

（オブザーバー）

内閣府・科技イノベ事務局、経済産業省、総務省

これまでの検討経過と今後の進め方のイメージ

- 7月25日　論点案の提示、関係省庁からの発表
- 8月8日　有識者・事業者ヒアリング、委員からの発表、討議
- 9月3日　委員からの発表、討議
- 9月24日　有識者・委員からの発表、討議。これまでの意見等のまとめ
- 10～11月　「暫定的なガイドライン」の改訂案の検討
- 秋～冬頃 ガイドライン改訂版（ver2.0）とりまとめ

参 考

生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速

令和7年度要求・要望額　8億円（新規）

文部科学省

現状・課題

- 令和５年度から生成AIパイロット校を指定。生成AIを教育・校務で活用する実践例は、学校現場から生まれつつある。
- 子供の学びの充実や教職員の負担軽減に向けて、①パイロット校以外の国内事例の収集、②生成AIの活用に伴うリスクへの対応（例：ガイドラインの遵守、セキュアな環境下での活用）を考慮した先進的な取組、③教育分野に特化した生成AIモデル・サービスに関する実証等を多面的に進め、その成果・課題を検証しながら成果の普及を図ることが必要。

骨太方針2024（R6.6.21 閣議決定）
第２章３．（１）DX　（教育DX）
こどもたちの学びの更なる充実と教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、**クラウド環境や生成AIの活用等による教育DXを加速**する。

1．教育分野での利活用の検討

a. 生成AI利活用に向けた事例収集等

教育分野における生成AIの利活用に関するハッカソンやアイデアソンを実施し、学校等における利活用について好事例収集を行う。

b. 学校現場における利活用等の実態調査、事例集の作成

学校現場における生成AIの利活用等の実態調査を実施。イベントやパイロット校での実践例も踏まえ、好事例や留意点を普及させるための事例集の作成を行う。

c. 生成AIの利活用に関する検討会議の運営

生成AIの利活用の在り方について、有識者検討会議を運営し、実践事例を基にした成果・課題の検証、リスクや懸念の対処を含む利活用の在り方について検討を行う。

事業スキーム

ハッカソンやアイデアソンの実施：40百万円
実態調査・事例集作成：44百万円
検討会議の運営：９百万円

2．生成AIの利活用に関する実証研究

a.) 生成AIパイロット校の指定を通じた利活用事例の創出

事業概要
生成AIの利活用の実証を学校単位で進める指定校を支援。
①教育利用：教科等横断的かつ学年横断的に活用する申請校を優先採択
②校務利用：活用する業務や活用方法を「見える化」し、他校と組織的に情報共有する申請校を優先支援

想定成果
- 年間指導計画やカリキュラムに体系的に位置付けて行われる取組事例の創出
- 汎用基盤モデルを活用した、校務での利活用事例の創出、学校間の事例共有

事業スキーム

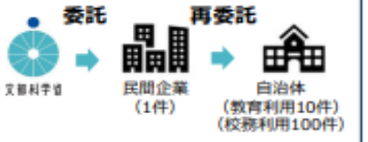

b.) セキュアな環境における生成AIの校務利用の実証研究事業

事業概要
教職員の働き方改革の観点では、繁忙期を含む１年間を通しての生成AIの活用や教育委員会が主導する校務での生成AIの活用を促進する必要がある。児童生徒の個人情報等が適切に扱われるセキュアな環境下において、ダッシュボード等のツールとの連携の検討も含め、校務で生成AIを活用する実証研究を行う。

想定成果
- セキュアな環境における実践例を創出し、全国レベルで校務における生成AIの活用を推進
- 生成AIを含む教育現場でのICT活用の実態に応じた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを実施

事業スキーム

c.) 学びの充実など教育課題の解決に向けた教育分野特化の生成AIの実証研究事業

事業概要
多言語対応が必要な外国にルーツを持つ子供・保護者への対応、一人一人に合った個別最適な学習の提供など、教育分野の特定の課題に対し生成AIを活用した課題解決の可能性を検証する実証研究を行う。

想定成果
- 既存の対応方法よりも効率的かつ効果的な生成AIモデル・サービスの創出
- 特定の教育課題に対応した生成AIの活用方法をバックキャストし、生成AIの活用方法や課題解決の可能性を整理

事業スキーム

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

御清聴ありがとうございました。

教育DXの推進について
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00008.htm